

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格をもって連結貸借対照表価額としております。

②市場価格がない有価証券等

取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職給付引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

6. 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

7. 採用した消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。

2. 表示方法の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っております。

3. 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との適合をはかるため、歳計外現金を資金の範囲から外しております。

この変更による連結資金収支計算書に与えている影響は次の通りです。

本年度末歳計外現金残高	18,924 千円
-------------	-----------

Ⅲ. 重要な後発事象

該当なし

Ⅳ. 偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

金融機関からの借り入れ等に対して次のとおり保証を行っています。

団体名称	総額	(うち確定債務額)	(うち未確定債務額)	未確定債務額の うち引当金計上額
長生郡南部開発 公社睦沢支部	借入金 290,000 千円と利子に相 当する額	183,774 千円	137,415 千円	一千円
合計	千円	183,774 千円	137,415 千円	一千円

Ⅴ. 追加情報

1. 連結対象団体（全体会計）の一覧

団体（会計）名	区分
国民健康保険事業特別会計	特別会計
介護保険特別会計	特別会計
後期高齢者医療特別会計	特別会計
農業集落排水事業会計	特別会計

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限りま す。）については、連結対象団体（会計）の対象外としていま す。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

2. 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3 月 31 日）ですが、出納整理期間中の現金の

受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。(地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する」)

3. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円単位未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。